

新型コロナウイルス感染症に関する 国民健康保険(国保)の支援制度



新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が減少したなどの場合には各種制度があります。

国民健康保険税(国保税)の減免

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により以下の対象世帯に該当する場合は、申請をすると国保税が減免されることがあります。

●対象世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入(以下、「事業収入等」)の減少が見込まれ、以下の要件に全て該当する世帯

〈要件〉

- ① 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額*の10分の3以上であること
- ② 世帯の主たる生計維持者の前年の所得*の合計額が1,000万円以下であること
- ③ 減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得*の合計額が400万円以下であること

※「前年の当該事業収入等の額」及び「前年の所得」でいう「前年」とは、令和2年度相当分の国保税の減免については平成31年1月から令和元年12月まで、令和3年度分の国保税の減免については令和2年1月から令和2年12月までを指します。

そのため、①の収入減少の比較対象は、令和2年度相当分の国保税については、令和元年分と令和2年分との比較、令和3年度分の国保税については、令和2年分と令和3年分との比較になります。

●減額または免除される額

対象国保税の一部または全部を減免

●減免の対象となる国保税

- ・令和元年度相当分の国保税のうち、納期限が令和3年4月以降のもの(現時点では詳細は確定していないため、お問い合わせください。)
- ・令和2年度相当分の国保税のうち、納期限が令和3年4月以降のもの
- ・令和3年度分の国保税(令和3年度の納税通知書は7月8日に発送予定です。)

●申請方法

申請書は小平市ホームページおよび保険年金課窓口にあります。該当欄を記入し必要書類を添付の上、保険年金課へ郵送または持参してください。

●申請期間

7月15日から令和4年3月31日まで

※その他、新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免を受けるときには要件があります。詳細については、小平市ホームページまたは令和3年度の納税通知書に同封されるお知らせをご覧ください。

問合せ 保険年金課 保険税担当 ☎042(346)9530

納税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な方は、申請により納税の猶予を受けられることがありますので、納期限までにお問い合わせください。

また、徴収猶予の特例制度を受けている方で、引き続き納税が困難

な場合は、他の猶予制度が受けられることもありますので、猶予期限までにお問い合わせください。

問合せ 収納課 ☎042(346)9527・9528

傷病手当金の支給

国保に加入している方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり当該感染症が疑われ仕事を休んだ場合に、傷病手当金が支給されます。傷病手当金は、雇われている人(被用者)が、新型コロナウイルス感染症に感染等して仕事を休み、給与が受けられない場合に、生活を守るために支給される手当金です。

●対象者

以下の要件に全て該当する方

- ① 給与等の支払いを受けている国保の加入者
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降にも休んだ日があり、4日目が令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間に属する
※期間は変更になる可能性があります
- ④ 上記により労務に服することができなかった期間に、労務に就くことを予定しており、労務に服することができなかったことにより給与等の全部または一部を受け取ることができなかった

以下の場合には対象となりません(例)

- ・発熱等の症状はないが、濃厚接触の疑いがあるため出勤を自粛した
- ・出勤抑制のため事業主から自宅待機を命じられた
- ・事業主が事業を休止または廃止した
- ・自身が事業主であり、給与等の支払いを受けていない

●支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
(1日当たりの上限は、30,887円)

●支給対象期間

令和2年1月1日～令和3年9月30日の間で療養のために労務に服することができない期間
(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月まで)
※期間は変更になる可能性があります

●申請方法

申請書は小平市ホームページおよび保険年金課窓口にあります。該当欄を記入の上、保険年金課へ郵送してください。申請は、感染予防の観点から、原則郵送とさせていただきます。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 保険年金課 国民健康保険担当 ☎042(346)9529